

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化の撤回等に関する意見書（案）

政府は、マイナンバーカード（以下「カード」という。）と健康保険証を一体化し、令和6年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指すとした。健康保険証は、国民皆保険制度の下、誰もが使用するものであり、これをカードと一体化することは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に反する疑念を生じさせ、カードの取得を事実上強制するものである。

令和3年10月からカードを健康保険証として使用できるようになったが、カードリーダーを設置した医療機関等は、約3割にとどまっている。また、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されることに對し、医療機関等から撤回を求める声が挙がっている。

カードについては、行政機関が顔認証データを把握することによるプライバシー侵害の危険性など、専門家から様々な問題点が指摘されている。平成29年度から令和3年度までの5年間において、少なくとも約3万5,000人分のマイナンバー情報が紛失や漏えいしたことが明らかになっている。今後、運転免許情報等との一体化により、個人情報に更に集積され、漏えいや悪用、プライバシー侵害等の懸念がますます高まることが想定される。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 カードと健康保険証との一体化を撤回すること。
- 2 医療機関等に対し、オンライン資格確認の導入を強制しないこと。
- 3 カードと運転免許情報等との一体化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
デジタル大臣

} 宛て